共同企業体協定書等作成上の注意事項

共同企業体協定書及び委任状の作成にあたっては、以下の注意事項に留意のうえ作成してください。

注意事項

1　共同企業体協定書は、添付されている本市所定の協定書を原稿として必要部数（３部）を複写（両面コピーしてください。）したうえ記入欄に必要事項を記載してください。（自社で作成した協定書は受け付けません）

協定書は、ホチキス止めをし、その２ページ目と３ページ目の間に共同企業体構成員全ての割印をしてください。（同様に袋とじしたものも可とします。）

2　共同企業体の名称はできるだけ簡潔なものにしてください。

3　共同企業体の所在地、各構成員の住所は略さないで下さい。

〔正〕○○町○丁目○番○号　　〔誤〕○○町○―○―○

4　競争入札参加資格審査申請時、支店長等に権限が委任されている場合は、支店名等の漏れが無いよう注意してください。

5　会社印（角印）は押印しないで下さい。

6　委任状等競争入札参加に必要な書類においても、名称、所在地等はこの協定書の記載により作成してください。

7　協定書は参加申込書提出時に１部を提出してください。残りの２部は各自でお持ちください。ただし、発注者への協定書の提出は、当企業体の代表者が

電子入札システムによる入札参加申込を行う際に全構成員押印済の協定書（全ページの割印含む）及び委任状（以下、「協定書等」とする。）のスキャンデータを添付する場合に限り、原本での提出を省略することができるものとします。

※　電子入札システムにより協定書等を提出された場合は、参加申込書表示画面から添付内容を必ず御確認ください（操作は「共同企業体における電子入札システム利用時の申込ガイド」を御覧ください）。

※　電子入札システムによる申込時に、「協定書等を添付していない場合」、「必要な押印のない協定書等のスキャンデータを添付した場合」、「当該案件と異なる案件の協定書等を添付した場合」等、当該案件に係る協定書等の提出がない場合は、契約課に電話連絡の上、電子入札システム上において参加申込書再提出の認可を受け、発注情報詳細記載の指定日時までに再度申込を行うか、契約課へ紙で協定書等を持参してください（窓口は開庁日１７時までです）。以上によらない方法（郵送等）による提出は認めません。

※　入札参加申込がされた場合でも、発注情報詳細記載の指定日時までに当該案件に係る協定書等の提出がない場合、入札参加申込は無効となります。

第１号様式

委　　任　　状

令和____年____月____日

（宛先）
川　崎　市　長

共同企業体の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿共同企業体

共同企業体の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任者　　構成員　　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

受任者　　代表者　　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

私（委任者）は、川崎市発注に係る　岡本太郎美術館空気調和設備改修その他工事　について、上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、川崎市と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

⑴　入札及び見積りに関する件
⑵　契約締結に関する件
⑶　請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求及び受領に関する件
⑷　各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
⑸　復代理人の選任に関する件
⑹　その他契約履行に関する一切の件

第２号様式

共　同　企　業　体　協　定　書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

⑴　川崎市（以下「発注者」という。）発注に係る

　岡本太郎美術館空気調和設備改修その他工事　（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

⑵　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和＿＿年＿＿月＿＿日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。

⑴　入札及び見積りに関する権限

⑵　契約締結に関する権限

⑶　発注者及び監督官庁等と折衝する権限

⑷　自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限

⑸　復代理人の選任に関する権限

⑹　その他契約履行に関する一切の権限

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿％

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請企業の決定その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事しゅん工後当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合は、第８条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ほか１社は、上記のとおり、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書３通を作成し、構成員が記名押印の上、１通を発注者に提出し、他は各自１通所持する。

ただし、発注者への協定書の提出は、当企業体の代表者が電子入札システムによる入札参加申込を行う際に全構成員押印済の協定書のスキャンデータを添付する場合に限り、原本での提出を省略することができる。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印